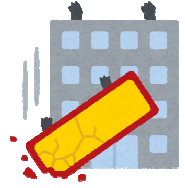


屋外広告物のルールが変わりました！

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が老朽化等による落下又は倒壊する事故が増えています。このような状況を踏まえ、本市では、屋外広告物の一層の安全性の確保を図り、事故を防止するため、屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正しました。



●屋外広告物の管理義務の明確化（令和3年6月より）

表示者、設置者や管理者に加え、**所有者**や**占有者**についても屋外広告物の管理義務を負うこととし、管理義務の中には「**除却**」（**撤去**）の義務も含まれていることを明確化しました。

	改正前	改正後
管理義務を負う者	表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者

●全ての屋外広告物の点検義務化（令和4年1月より）

全ての屋外広告物について、所有者などが**点検**を実施する必要があります。点検に際しては、安全点検に関する基本的事項を示した「いわき市屋外広告物安全管理指針」を確認した上で、点検を実施するようにお願いします。



●有資格者による管理及び点検の義務化（令和5年1月より）

地表面から屋外広告物の上端までの高さが**4mを超える**許可広告物について、**資格を有する方が管理者となり、点検を行う**必要があります。

有資格者：屋外広告士、1級又は2級建築士及び屋外広告物点検技能講習を修了したものの。

屋外広告物設置例

地表から上端までの高さ	凡例	管理者となるための資格	点検の実施	点検を実施するための資格
4 m 超え	①③⑤⑦ ⑧⑨⑪	要	要	要
4 m 以下	②④⑥⑩	不要	要	不要

●屋外広告物・大規模行為届の事前協議及び確認がオンラインで可能となりました（令和6年10月より）

計画段階での事前協議や申請書提出前の確認にご活用ください。



【事前確認フォーム】

●屋外広告物許可申請のチェックシートを作成しました（令和6年10月より）

提出書類の不備等を防ぐためにチェックシートを作成しました。

また申請書様式（記載例）等もダウンロードできますので、HPにてご確認ください。

【お問い合わせ先】 いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係
Tel 0246-22-7512 fax 0246-24-4306
Email toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp



【市ホームページ】